

四街道市財務会計システム構築仕様書

令和3年6月

四街道市 財政課

1. 基本事項

(1) 事業の概要と目的

本市にて稼働している財務会計システム（以下「現行システム」という。）が更新時期を迎えるため、財務会計システムと公会計（統一的な基準による財務書類作成）システムが一体となったシステムを構築するものである。

また、現システム未導入の業務（備品管理、公有財産管理、起債管理）のシステム一括導入により、更なる事務の効率化とコスト削減を図るものとする。

今回構築するシステム（以下「新システム」という。）は、データセンターで提供するクラウド環境上にシステムを構築し、カスタマイズを最小限に抑えたシステムの導入を前提に業務最適化を図り、長期に渡るIT維持管理コストの抑制と安定的な稼働を実現するものである。

2. 全体仕様

(1) 業務名称

四街道市財務会計システム構築

(2) 業務の範囲

本業務は、以下の2つの情報システムに関連する業務を行うものである。

① 財務会計システムの構築

データセンターを活用したクラウドシステムへのデータ移行（移行データの照合、確認及び修正作業を含む）・システム構築業務

② 運用保守業務

システム運用期間における運用・保守業務

(3) 業務期間

① 財務会計システム構築

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

※当初予算の要求関連業務については、令和4年7月までに構築すること

② 運用・保守

令和5年4月1日～令和10年3月31日

(4) 業務構築及び保守運用費

契約締結日から令和10年3月31日までの費用総額は、合計122,133,000円（税込み）を上限とする。

システム構築に要する費用は構築業務完了後支払いとし、システム運用期間に要する費用（使用料）は、令和5年4月利用分（令和5年5月支払い）を初回払いとした月払い（定額）とする。

(5) 構築対象業務

財務会計システムは、財務会計機能と公会計機能を一体的に行う「公会計システム」とする。

| 構築システム | 仕様 | システム化の業務範囲 |
|---------|--------|---|
| 公会計システム | 公会計機能 | 自動仕訳方式(※1)、財務書類作成、連結財務書類作成、固定資産台帳システム、財務書類活用機能(セグメント分析等)(※2)、採用が認められた追加提案に基づく付加価値業務 |
| | 財務会計機能 | 予算編成、予算管理、予算統計、歳入管理、歳出管理、出納管理、歳計外現金・基金、債権・債務者管理、決算管理、決算統計、起債管理、備品管理、公有財産管理、固定資産管理、源泉徴収管理、採用が認められた追加提案に基づく付加価値業務 |

※1 業務効率化のため、財務会計システムで伝票を入力すると同時に自動で複式簿記の仕訳ができること。

※2 作成した財務書類を活用まで繋げる機能を有すること。

例 資産更新にかかる金額集計や、セグメント分析機能(施設別や事業別のBS貸借対照表、PL行政コスト計算書作成)等

(6) 動作環境

- ① クライアントパソコン及びプリンタは、内部情報系LAN(LGWAN 接続可能)に接続されている既存の機器を使用すること。なお、既存のクライアントパソコンは四街道市役所本庁舎ほか四街道市役所第二庁舎等各出先機関に配置されている。
- ② ブラウザは導入時はInternet Explorerに対応し、サポート終了に伴う改修後はEdgeに対応すること。
- ③ システムの利用アカウント数は、700ライセンスを想定しているが、将来的に利用者が増加した場合のことを踏まえて提案すること。
- ④ システムの同時接続数は200台以上を想定している。

(7) データセンター

- ① 本業務では、クラウドシステムをデータセンターに設置し、使用する回線はLGWANを原則とするが、民間回線等で十分なセキュリティを確保できる場合は可能とする。民間回線等を使用する場合は、回線費用も見積に含めること。
- ② 民間回線等を使用する場合は、何れもシステムがストレスなく稼動する接続環境を整えること。
- ③ データセンターは、本業務の受託事業者が確保し、要求事項は様式8「システム機能確認書」のとおりとする。

(8) セキュリティ要件

① 基本事項

システムの構築にあたっては、「四街道市情報セキュリティポリシー」を遵守し、個人情報の漏えい等がないよう、適切なセキュリティ対策を講じること。

② セキュリティ教育

本事業に係る社員に対しては、個人情報の取り扱いを含むセキュリティ教育を実施し、情報セキュリティ保持に関する意識の徹底を図ること。

③ ウイルス対策

クライアントパソコンは既存のウイルス対策を使用するものとする。
データセンター設備については、受託業者においてウイルス対策を講じること。
パターンファイルは常に最新の状態を保持すること。

④ 職員（部署）認証

職員（部署）認証、アクセス権限の設定、アクセスログの管理ができること。

3. システム構築スケジュール

構築から稼働までのスケジュールは以下のとおりとすること。

- ・令和3年12月 契約締結及び新システム構築開始
- ・令和4年 7月 予算編成システム構築完了及び試験運用開始
- ・令和5年 4月 その他（予算編成システム以外）のシステム稼働

4. システム構築

内部事務の正確性及び効率性及び経費節減を目的としたシステムの導入にあたり、各システムの構造設計は次のとおりとする。なお、以下に記載されている各システムの構造設計の詳細については、システム機能確認書で必須項目と記した項目をすべて満たしたものであるものとする。

(1) システム全体（共通事項）

提供するシステムは、可能な限りカスタマイズを行わずに運用すること。

※予算書、決算書については、現行と同様の出力項目でA4横形式を想定している。

システムに関する打合せ、開発、納品及び稼働後の保守は受託事業者の正社員（プロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー、各システムの打合せ担当SE、保守担当SE）により対応すること。

(2) システム連携要件

財務会計システム内の各業務共通で使用するデータは一元管理でき、かつ統一したコード体系を有し、各業務間のデータ連携が可能なものとする。

また、他システム等との連携については、以下に必要なものを記すが、本市にとって有益と思われるシステム及び機能があれば提供すること。

- ・指定金融機関等への口座振込み支払データ出力機能
- ・総務省電子調査票システムへの決算統計データ出力機能
- ・株式会社NTTデータリビングサービス「公振くん」連携機能
- ・給与の予算執行に係るデータ連携機能

※ 現在の人事給与システムは、AGS株式会社製の「PubLinker LAPiS」である。

(3) データ移行

データ移行の範囲は以下の範囲を原則とし、十分協議のうえ実施するものとする。

現行システムのデータを新システムへ移行するにあたり必要となるデータは、本市から基本的にCSV形式で提供することを予定している。受託事業者はデータ（ファイルレイアウトは移行元システム業者指定のものとする）を基に新システムを構築すること。なお、現行システムは富士通株式会社製の「IPKNOWLEDGE」である。また、公債台帳システムは株式会社DSKの「公債台帳システム」である。

公有財産システムは株式会社法令コンサルタントが作成した独自システムを利用しており、CSV形式またはExcelデータの提供を予定している。

備品台帳データは、システムを未導入のためExcelデータの提供を予定している。

- ・令和4年度予算編成データ（予算積算データを含む）
- ・マスタデータ（職員、所属、会計、歳入科目、歳出科目、歳計外・基金名称、金融機関名称、債権・債務者、施策体制、事務事業、口座情報）
- ・起債台帳データ（償還済み起債データ含む）
- ・源泉徴収データ（令和5年1月～3月分）
- ・財務書類・付属明細表データ（平成28年度～令和4年度分）
- ・備品台帳データ
- ・公有財産データ
- ・固定資産台帳データ及び減価償却データ

※ データ移行後の令和4年度異動分の起債データ、公有財産データ、固定資産データ、備品台帳データ、源泉徴収データ、債権・債務者データ等（差分データ）は令和5年度に当該業務の範囲内で移行するものとする。

(4) 職員研修

職員向けに以下のシステムの機能及び操作方法の研修を行うものとする。研修の内容、回数については提案を行い、本市と協議のうえ決定すること。なお、感染症対策等により、集合研修ができない場合の対応策を講じること。

① 管理者研修

機能ごとにシステムを管理する職員向けの研修を実施すること。

② 一般職員向け研修

予算編成、予算執行、備品管理について各係より1名程度が参加する操作研修を実施すること。

5. 運用保守

(1) システム運用

受託事業者は、システム運用期間において本仕様書の要件を満たす品質・性能等を継続して提供するために、システムの更新及びバージョンアップ等を行い、正常な稼働を保証すること。

なお、運用に要する費用は本業務の契約範囲内で対応するものとし、天災その他の不可抗力によって必要となった費用の負担については別途協議するものとする。

- ① 提供するシステムは、バックアップの時間を除き、原則として24時間365日稼働することができること。なお、システムメンテナンス等により一時的にシステムの利用を停止する場合は、前月の15日までに本市へ通知すること。
- ② パッケージシステムのバージョンアップ等のシステム保守作業は、システムの運用に支障のないよう本市と協議の上、実施すること。
- ③ ハードウェアにおいては、必要となる性能・容量について予測を行い、十分な性能・容量をあらかじめ確保しておくこと。
- ④ 使用者にストレスを与えず業務に支障のないレスポンスを提供すること。
- ⑤ 性能及び品質が満たされない事象が発生した場合は、速やかに本市へ報告し、協力的かつ速やかに問題の解決を行うこと。
- ⑥ 業務主管課からシステムに関する問い合わせを受け付けるためのサポートデスクを用意すること。
- ⑦ バックアップ体制（災害時対応等）については、具体的な対応方針を記載し、障害発生時は、障害の原因を特定し復旧作業を実施すること。
- ⑧ 契約期間中は必要に応じて随時打ち合わせを設けること。

(2) システム保守

- ① ソフトウェア保守について、軽微な更新はシステムの使用料の範囲内で対応すること。なお、通常の保守では更新できない程度的大幅な変更が必要である場合は、別途協議するものとする。
- ② 令和7年10月のInternet Explorerのサポート期限による改修費は提案価格に含めるものとし、新ブラウザでの動作保障を担保すること。
- ③ システム導入時に職員向け操作研修を実施することとし、研修で使用するテキスト類を参加人数分用意すること。
(システムの操作研修会場、クライアント端末は本市で用意する。)
- ④ システムの操作方法等を解説したマニュアル（オンラインマニュアル可）を提供すること。法制度改正やシステムのバージョンアップを行った場合は、随時改定し、常に最新の状態を保持すること。

6. その他特記事項について

仕様書に示した要件以外で、特に有効と思われる仕様があれば、提案すること。
令和4年度の決算業務は、現行システムで実施するため、本業務の対象外とする。

7. 成果物

本業務における成果物は、受託事業者が作成し、本市に提出すること。
なお、成果物の内容については、以下のとおりとする。

(1) システム一式

- ・パッケージシステム
- ・必要とされるハードウェア、ミドルウェア

(2) プロジェクト管理に関する納品物

- ・プロジェクト体制図
- ・マスタースケジュール
- ・全体進捗状況報告書
- ・システム別詳細スケジュール
- ・打合せ基本設計に関する納品物
- ・基本設計書
- ・議事録

(3) システム構築に関する納品物

- ・カスタマイズ機能要件書
- ・カスタマイズ機能仕様書

(4) 環境設定・機器設置に関する納品物

- ・サーバ設計書、運用書

(5) 操作研修に関する納品物

- ・操作研修用テキスト

(6) その他

- ・課題整理表、Q&A一覧表

8. 秘密保持

本市から知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本システムの提案、契約、構築、運用の目的以外に使用せず、契約終了後についても機密として保持し、第三者に開示もしくは漏洩しないように必要な措置をとること。

9. データの消去

作業過程で発生した、納品物以外の中間成果物およびそのデータについては受託事業者の責において廃棄を行う。

また、本事業における運用が終了する場合または、本システムの主要な業務データ（ユーザにより入力及び蓄積されたデータ、また本市の設定情報）を記憶する記憶装置等機器を移行する場合は、記憶装置から業務データの消去を行い、復元ソフト等を使用しても復元できないようにすること。

データの消去を行うにあたっては作業スケジュールを明確にし、データ消去の方法について市と事前に協議のうえ実施すること。

データ消去後、受託事業者は速やかにデータを完全に消去したことを証明する証明書を発行すること。

消去作業の未完了または未実行により当該データが流出した場合に、受託事業者は本市が直接または間接的に被る損害の全てについて責任を負うものとする。